破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１０１５号
札幌市東区北17条東７丁目１番46号　渡辺アパート202号
債務者　小笠原和行
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１２９号
札幌市手稲区新発寒３条２丁目５番９号　Ｍマエダ３―107号
債務者　池田　麻里（旧姓倉島）
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１５５号
札幌市北区麻生町３丁目２番20号　フォレスト麻生201号
債務者　泉　　杏奈
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１７３号
札幌市中央区南７条西24丁目５番８―101号
債務者　会田　邦夫
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１７４号
札幌市中央区南７条西24丁目５番８―101号
債務者　会田　弘子
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２００号
札幌市東区北24条東21丁目６番３号　ラフォーレ50―401号
債務者　三浦　弘和
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２０５号
札幌市南区常盤４条２丁目12番８号
債務者　敦賀志おり（旧姓岩村）
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２１３号
札幌市南区石山２条７丁目10番５号
債務者　阿部　修行
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２２９号
札幌市中央区南19条西14丁目１番15―803号
債務者　櫻井　由美
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２４３号
北海道千歳市あずさ３丁目11番15号　すたんどばいみーＢ号
債務者　植木　優司
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２６０号
札幌市中央区南15条西５丁目４番６―211号
債務者　吉田　茂吉
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２６５号
札幌市豊平区中の島２条１丁目２番１―505号
債務者　野村　卓矢
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２７３号
札幌市西区八軒３条東４丁目５番８号　八軒ウェル103号
債務者　小林　健次
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２８８号
札幌市北区新琴似１条２丁目５番13号　３号
債務者　川上　　穣
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２９４号
札幌市西区二十四軒４条４丁目10番５―102号
債務者　内藤ケイ子
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８号
岩手県二戸市仁左平字横手15番地１
債務者　山崎　　勉
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで　盛岡地方裁判所二戸支部

平成２８年（フ）第１７１号
群馬県前橋市広瀬町３丁目20番地　ＵＣ―601号
債務者　綿谷　崇浩
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係